

2 保険金・給付金などのお手続きについて

契約者（企業・団体など）の保険事務ご担当者さまへ

保険金・給付金請求のお手続きはすべて契約者をとおして行います。被保険者に保険金・給付金の支払事由が生じたら、契約内容などをご確認のうえ、すみやかに受取人の方へのご連絡および請求手続き書類の手配をお願いします。一般的な流れを記載しますので、お手続きの参考にしてください。

受取人・ご家族

契約者・団体

フコク生命

被保険者やご遺族など
受取人の方に準備・対応
していただきたいこと



契約者（企業・団体など）の
保険事務ご担当者さまに
していただきたいこと



当社で行うこと



Step1



被保険者に保険事故が発生した旨を、
契約者（企業・団体など）の保険事務ご担当者さまに連絡する

Step2



被保険者の加入状況を調べる

被保険者が死亡した、入院や手術をしたという連絡を受けたら、
被保険者の契約内容や特約の有無を確認してください。

Step3



被保険者や受取人となる方に状況を伺う

事前に以下の内容を中心に聞き取りをしてください。

死亡したとき
被保険者が

- 亡くなった方（被保険者）のお名前は？
- 死亡日はいつか？
- 亡くなった原因（病死・事故死など）は何か？
- ご連絡いただいている方と、死亡した被保険者はどのような関係なのか？
- 被保険者のご遺族はどなたか？
続柄や家族関係は？
- 亡くなる前にほかの支払事由（入院や手術など）はないか？

手術をしたとき
被保険者が入院や

- 入院や手術をした方（被保険者）のお名前は？
- 病気の治療か？ケガの治療か？
- 事故にあった日、入院日、退院日、手術日はそれぞれいつか？
- 病名は何か？
- 手術は入院中か？外来か？
- ご連絡いただいた方と被保険者はどのような関係か？



参照

請求漏れがないようにご確認ください。
P.23の事例も参照してください。

Step4



保険金・給付金などの請求手続きに必要な書類を用意していただくよう受取人へ伝える

Step 2 および Step 3 で確認した内容をもとに、受取人に請求手続き案内し、
請求書への記入や押印のご依頼、手続きに使用する書類のご準備をご案内ください。
以下は一例です。

死亡保険金
請求のとき

- ① 所定の請求書
- ② 死亡証明書
- ③ 住民票除票または戸籍謄本
(被保険者の死亡事実が記載されているもの)
- ④ 受取人の戸籍謄本
- ⑤ 受取人の印鑑登録証明書
- ⑥ 事故報告書（不慮の事故の場合のみ）

給付金
請求のとき

- ① 所定の請求書
- ② 入院・手術証明書（診断書）*
- ③ 事故報告書（不慮の事故の場合のみ）

※一定の基準を満たす場合、②に代えて、別の書類（P.21）で代用できることがあり簡易な取扱いが可能です。一定の基準については、当社の担当者までお問合わせください。

Step5



必要書類を用意し、契約者へ提出する

病院で発行された書類や役所で手配する書類を整え、記入や押印をした請求書と一緒に契約者にご提出ください。

Step6



お預かりした書類を整え、保険会社へ提出する

- ・ Step5でお預かりした書類に、不備などがなければ確認してください。
- ・ 契約者の押印などを行い、書類一式を当社へご提出ください。

Step7

書類を確認し保険金・給付金をお支払いする
支払金額などを記載した明細を郵送する

- ・ 書類の内容を確認し、ご契約の約款にしたがって保険金・給付金をお支払いします。
- ・ 支払金額などを記載した明細を、契約者さま・受取人さまあてに郵送します。

Step8



支払明細を確認する

金額や口座情報などを記載しています。
契約者さま、受取人さまそれぞれで内容を確認してください。

■お支払いまでの目安

例	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11
	水	木	金	土	日	月	火	水	木
	当社に書類到着	第1営業日	第2営業日	—	—	第3営業日	第4営業日	第5営業日	第6営業日
	5営業日以内にお支払いいたします								

完備した書類を当社で受領した日の翌営業日から、原則5営業日以内にご指定いただいた口座に送金します。

上図の場合、6/10までにご指定の口座に送金します。お支払いまでの日数が5営業日を超える場合は、遅延利息をつけてお支払いします。



参照

「事実確認」などが必要な場合は上記とは限りません。
詳しくはP.24を参照してください。



ポイント

- 診断書の取得には一定の時間を要します。退院時に受け取ることができるように入院中に医療機関に作成を依頼しておくことをおすすめします。
- 医療機関のカルテ保存期間は一般的に5年間です。請求手続きが遅れたことにより、保存期間を経過したため「入院・手術証明書（診断書）」の発行ができず、給付金が請求できないケースもございます。退院後できるだけ早めにお手続きください。